



## 第1回権利擁護勉強会

2012年6月16日（土）午後2時から、日進市障害者福祉センターにおいて、第1回権利擁護勉強会を開催しました。福祉関係の支援者を中心に45名の参加がありました。

講師として、当法人の顧問弁護士である加藤淳也弁護士（城南法律事務所）を招き、「法定後見制度と任意後見制度の違い～身元保証の光と影 成年後見制度の活用について～」をテーマにお話をいただきました。

今回は普段あまり詳しく聞くことのない「任意後見制度」についても講義していただき、法定後見との違いやその活用方法について、有意義に学ぶことができました。

また、身元保証については、なぜ身元保証が必要なのかという基本的なことから、身元保証ビジネスの問題点、成年後見制度が担えることなどお話いただきました。

<権利擁護勉強会の今後について>

高齢者や障害のある人が地域で自分らしく

生きる、そのことを支えていく権利擁護の活動は、福祉からのアプローチだけでは実現することが難しく、法律、医療、行政などさまざまな分野の連携がかかせません。

実際、これまでセンターに持ち込まれた相談事案においても、法律的な問題解決を求められるものも多くありますし、法律的な問題解決だけでは、本人の日常を支えていけないことは言うまでもありません。

こうした視点から、この地域における権利擁護のネットワークの構築に向けて、さまざまな分野の専門職等が参加する定例の勉強会としていきたいと考えています。

今後の勉強会は、講義形式ではなく、皆さんが直面している事例等の検討を行い、さまざまな立場から事例に対する意見交換を行い、これを通じて、スキルアップ、情報交換の場としていきます。

ぜひとも熱意あるみなさんの参加をお願いします。



### 第2回権利擁護勉強会 のお知らせ

- 1 日時  
2012年8月25日（土）  
午後2時～4時まで
- 2 場所  
日進市障害者福祉センター  
大会議室
- 3 内容 事例検討
- 4 助言者 加藤淳也弁護士
- 5 資料代 300円

# 定時総会を開催しました

2012（平成24）年度の定時総会を、2012年5月20日（日）、日進市障害者福祉センター大会議室において開催し、会員20名（うち委任状2名）が出席。活発な議論がされました。

議決事項は、改正特定非営利活動推進法が2012年4月1日に施行されたことに伴い、一般的になされる定款の字句の修正（「収支決算」→「決算」）などを行いました。定款変更の内容の一部は、県による認証が必要であり、認証され次第、ホームページ等に最新版を掲載します。

また、2011（平成23）年度事業報告及び決算について承認されました。右に「平成23年度活動計算書」を記載します。

さらに、報告事項として、理事会で、議決された2012（平成24）年度事業計画、予算が報告されました。

## 権利擁護で暮らしを支える ～権利擁護支援センターのある町～

6月7日（木）午前10時～正午まで芦屋市権利擁護支援センター長の上田晴男さんをお招きして、権利擁護支援の理念と権利擁護支援センターのしくみについて学びました。当日は60名以上の方の参加がありました。

権利擁護とは何か、権利擁護支援とは何かから話をはじめていただいた。権利擁護は、行政のもつ法的な権限なくして実現できないことから、行政の役割であり責務であること。しかし、行政だけでは対応しきれないし、支援のノウハウも不十分である。また、縦割りでもしかも担当が変わる行政に対して、行政も含めた権利擁護支援のネットワークを作る必要があることなどから、一貫した支援を担う権利擁護支援センターの必要性をわかりやすく説明していただいた。

この地域の権利擁護支援の仕組みをどうつくりあげるか、尾張東部成年後見センターのあり方についても考えさせられるお話でした。

### 平成23年度 活動計算書

平成23年9月22日 から 平成24年3月31日 まで

特定非営利活動法人 尾張東部成年後見センター

(単位：円)

科目	金額	金額	金額
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
1) 受取入会金			
2) 受取会費	47,500		47,500
2. 受取寄付金			0
1) 受取寄付金			
3. 受取助成金等			
1) 民間補助金			
2) 国・地方補助金	949,000		949,000
4. 事業収益			
1) 成年後見事業収益	10,000,000		
2) 成年後見監督事業収益	0		
3) 社会福祉サービス援助事業収益	0		
4) 研修啓蒙啓発事業収益	374,595		
5) 交流連携促進事業収益	0		
6) その他事業収入	0		
5. その他収益			10,374,595
1) 受取利息配当金	444		
2) 雑収入			444
<b>経常収益計</b>			<b>11,371,539</b>
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	5,870,850		
雑給	0		
賞与	0		
法定福利費	832,970		
福利厚生費	0		
人件費計	6,703,820		
(2) その他経費			
旅費交通費	108,699		
通信費	190,913		
減価償却費	21,037		
地代家賃	65,280		
リース料	522,900		
修繕費	20,900		
消耗品費	27,482		
租税公課	887,403		
報酬費	15,240		
雑金	257,925		
事務用品費	253,471		
印刷製本費	36,855		
支払手数料	412,748		
雑会費	30,666		
会議費	191,413		
甲立路費	189,340		
研修費	121,142		
車両費	15,250		
雑費	3,150		
その他経費計	3,341,814		
<b>事業費計</b>			<b>10,045,634</b>
2. 管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		0
(2) その他経費			
旅費交通費	610		
通信費			
減価償却費	180,459		
リース料	3,770		
消耗品費	30,200		
租税公課	2,400		
広告宣伝費	220,000		
雑会費	22,000		
新聞図書費	5,000		
雑費			
その他経費計	464,439		
<b>管理費計</b>			<b>464,439</b>
<b>経常費用計</b>			<b>10,510,073</b>
税引前当期正味財産増減額			861,466
法人税・住民税及び事業税			35,565
当期正味財産増減額			825,901
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			825,901

## 会員募集

特定非営利活動法人尾張東部成年後見センターの会員になって、法人を支えてください。行政から委託された事業の範囲は、限られています。

会費収入などの自主財源により自主事業にも取り組み、さらに地域の権利擁護の推進に組み込んでいきたいと考えています。

個人正会員 年105千円

法人正会員 年101万円

賛助会員 年103千円

（10月以降入会者は半額）

詳しくは、ホームページをごらんください。

# 今後の予定

## 権利擁護セミナー 「自分らしく生きる」

今年10月、いよいよ障害者虐待防止法が施行されます。しかし、虐待を受けたことのない人にとって、虐待がどのようなものなのか、また虐待を受けている人の痛みを想像することが難しいのではないのでしょうか。

権利擁護に実践的に取り組まれているふたりの先生から身近な虐待事例を通して、虐待とは何か、また、そうした権利侵害に対して、成年後見制度はどう使えるのか学びます。

虐待のないまちで誰もが自分らしく生きられるように、私たちのできることを共に考えましょう。

記

### 第1回

○日時 2012年9月7日(金)

13:30～15:30

○会場 豊明市文化会館小ホール

○定員 300人(申込不要)

○講師 佐藤彰一先生

主催/尾張東部成年後見センター

### 権利擁護啓発セミナー

# 自分らしく生きる

～権利擁護 虐待防止と成年後見制度の活用～

高齢者虐待防止法は、平成18年4月施行されました。そして、平成24年10月、障害者虐待防止法が施行されます。法令の整備は整いました。しかし、虐待を受けたことのない人にとって、虐待がどのようなものなのか、また、虐待を受けている人の痛みを想像することが難しいのではないのでしょうか。権利擁護に実践的に取り組まれているふたりの先生から、身近な虐待事例を通して、虐待とは何か、また、そうした権利侵害に対して成年後見制度はどう使えるのか学びます。虐待のないまちで誰もが自分らしく生きられるように、私たちのできることを共に考えましょう。

参加費無料 手話・要約筆記あり 先着順 (第2回のみ申し込み必要)

第1回	第2回
●日時 平成24年9月7日(金) 13:30～15:30	●日時 平成24年10月13日(土) 13:30～15:30
●場所 豊明市文化会館 小ホール	●場所 長久手市文化の家 光のホール
●定員 300人 ※申し込み不要	●定員 100人 ※事前申し込み必要
●講師 佐藤 彰一先生 ○尾張東部成年後見センター 代表 ○全国権利擁護支援ネットワーク 代表 ○特定非営利活動法人PACガーディアンズ 理事長	●講師 平田 厚先生 ○尾張東部成年後見センター 代表 ○尾張東部圏域「権利擁護と福祉実践活動」コーディネーター ○「新しい福祉的支援と民事的支援」「知的障害者の自己決定権」「家族と扶養」「職権と子どもの福祉」ほか多数

お問い合わせ・申し込み先  
尾張東部成年後見センター 電話：0561-75-5008 FAX：0561-75-5088

國學院大學大学院教授、全国権利擁護支援ネットワーク代表、特定非営利活動法人PACガーディアンズ理事長

### 第2回

○日時 2012年10月13日(土)

13:30～15:30

○会場 長久手市文化の家 光のホール

○定員 100人(事前申込必要)

○講師 平田 厚先生

明治大学教授

### ○申込方法

第2回のみ定員の都合上事前申込とします。ファックスで、①氏名、②所属、③連絡先(電話又は電子メール)を記入の上、0561-75-5088まで。定員を超過して参加いただけない場合のみ、当方から通知します。

## 成年後見支援者養成研修 (入門コース)

尾張東部成年後見センターは、必要な場合は法人後見の受任をしていますが、制度が想定している後見業務の範囲だけでは、認知症の方などの暮らしを支えることは難しいと考えています。

市民のみなさんに、権利擁護の考え方や成年後見制度や福祉制度を学んでいただき、社会貢献活動として被後見人の支援者となっていただく方を養成することを目的としています。今後、入門コース、基礎コース、実践コースと発展させる計画です。

記

○日程 2012年11月11日(日)

及び11月18日(日)

○対象 尾張東部圏域(6市町)在住の方で、社会貢献活動に意欲のある市民、親族後見人になる方、職務上後見に関する知識を身に付けたい方など

○カリキュラム、受講料、申し込み方法などの等詳細は、チラシ(ホームページに掲載)を参照して下さい。



(<http://blog.owaritoubu-kouken.net>)

## 知的しょうがいのある人の権利擁護 勉強会

2012年7月26日

7月20日(土)、知的しょうがいの事業所家族会からご依頼があり勉強会講師に行ってきました。

施設長さんからのリクエストは、「家族の人には成年後見だけでなく、障害者の権利擁護の視点で話をしてほしい。親が子供にとってよかれと思っていることも、実は子供の可能性を狭めていることもある。家と事業所だけの往復で親は満足している。今だけでなく将来を見据えて、親の意識を変えていきたいと思っている。そのような気づきのある話をしてもらいたい」というもの。

成年後見にとどまらず、親の意識改革！という難題でした。

ん～～～°・\_°～と数日間は構想を考えて、資料を作りました。

- ① 制度の説明はスライド1枚だけで、1分くらいの説明のみ。
- ② 実際に行っている後見人としての仕事の内容
- ③ 親と後見人の違い
- ④ 親亡き後を考えて今、親に出来ること考えなくてはいけないこと

このような内容で1時間程度、お話をさせていただきました。

話を聞いている時のみなさんの反応は、え～?!(;\_一)へえ～(。o。) う～ん(。.;)

話が終わったあと1時間くらい質問が続きました。大変熱心です。盛り上がりました。みなさん自分が後見人になったつもりで、お

金の管理の仕方を心配したり、今のサービスだけで満足するのではなく、ライフステージで変化してくことを想像したり、不安な気持ちもありながら、これからどうしたらいいのかということを考えていただけたようです。

ひとりのお母さんが、「こどもはずっとここ(事業所)でお世話になるから、ここが互助会みたいなものを作って、お金の管理とか、後見人のこととかやってくれればいいと思っていただけけど、それではやっぱりだめということなのではないでしょうか」と。

今は、親子で満足しているかもしれませんが。

でも10年後20年後もそうだと続けられるのでしょうか。事業所も今と同じ理念や体制であり続けられるのでしょうか。

一つのところが抱え込んでしまうと、もし、本人の気持ちが変わったときに、親がいなくなっていて、ほかへ行きたいということ誰に伝えればいいですか?サービスの履行確認を事業所だけに任せていいのでしょうか。

第三者の目が入らないことは、本人にとっても事業所にとっても結果的に不利益につながる事が多いのです。

いずれ65歳を過ぎて介護が必要になっても居続けることができますか?

「う～ん それは・・・難しいし、今だけじゃないということを考えなければいけないですね。」

親が元気なうちから、本人を囲む人の垣根を広く厚くしておくこと。親であっても、後見人としての視点やスタンスを意識して本人に関わることの大切さをお伝えしたかったのですが、とても熱心に聞いて下さり、お伝えできたような気持ちがしました。施設長さんにも喜んでいただきホッとしました

### 編集後記

特定非営利活動法人尾張東部成年後見センターは、行政から委託された成年後見センター事業のみならず、NPOとしての自主的な活動も行い、市民のみなさんとともに、権利擁護を推進していきたいと考えており、そのような視点からの発信をしていきたいと考えています。(会報担当 み)